

社会福祉法人 百楽福祉会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人百楽福祉会の役員及び評議員選任・解任委員会の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 同日に会議等にあわせて法人の業務を行った場合であっても支給しない。

3 交通費は原則として支給しない。

(出張旅費)

第4条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表により報酬及び旅費の実費を支給することができる。

2 宿泊費等業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬額)

第6条 役員の報酬額に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
評議員	20万円
理事	300万円
監事	10万円
評議員選任・解任委員	3万円

(報酬等の支払方法)

第7条 役員に対する報酬等の支払時期は、次の各号による。

- (1) 月額報酬については、毎月15日とする。当日が休日の場合には、それ以前の金融機関の営業日とする。
- (2) 日額報酬については、原則として当日支給とする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年8月1日より施行する。

別表 (役員等の報酬)

(1) 理事

名称	報酬額	実費弁償費
週平均 20 時間以上 (月額)	200,000 円	なし
週平均 10 時間以上 20 時間未満 (月額)	150,000 円	なし
理事会等会議出席報酬 (年額)	10,000 円	なし
理事業務報酬 (日額)	10,000 円	実費

(2) 評議員

名称	報酬額	実費弁償費
評議員会等会議出席報酬 (年額)	0 円	なし
評議員業務報酬 (日額)	0 円	実費

(3) 監事

名称	報酬額	実費弁償費
理事会等会議出席報酬 (年額)	10,000 円	なし
監事監査等幹事業務報酬 (日額)	10,000 円	実費

(4) 評議員選任・解任委員

名称	報酬額	実費弁償費
評議員選任・解任委員等会議出席報酬 (日額)	10,000 円	なし